

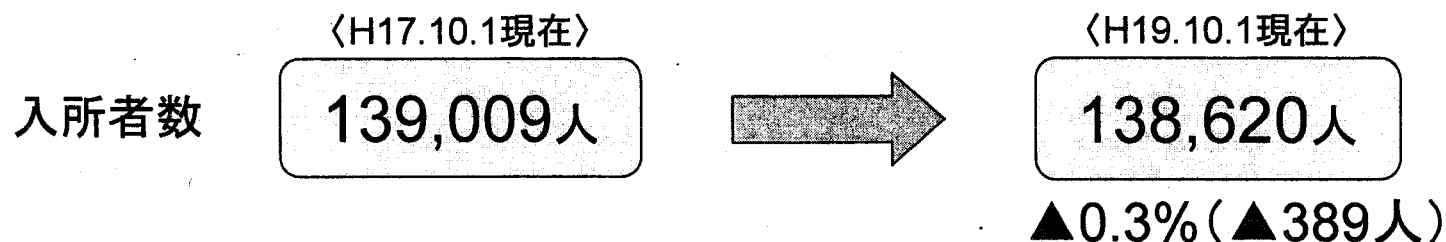
地域における自立した生活のための支援

『地域での生活の支援』

『地域での生活の支援』について(全体像)

- 障害者自立支援法では、「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を目指し、障害者の地域移行を進めることとしているが、まだ十分に進んでいるとは言えない状況にある。

1. 施設入所者



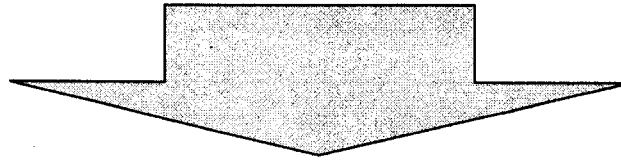
(内訳) ①入所者数の減分 18,945人 ②増分(新規入所等)18,556人 → ▲389人
 ①のうち地域生活移行 9,344人 (H17.10.1現在の入所者の6.7%)

2. 精神疾患入院患者数(入院期間別)(※精神病床以外の病床に入院する認知症等の患者を含む。)

〈平成11年患者調査〉		〈平成17年患者調査〉	
1年未満	10.7万人(32%)	1年未満	12.2万人(35%)
1年以上	23.2万人(68%)	1年以上	23.0万人(65%)
合計	33.9万人	合計	35.2万人

(入院期間1年以上患者の動態)

在院期間1年以上での退院は毎年5万人弱で推移しているが、新たに入院期間1年以上となる患者数が毎年5万人程度であるため、その結果として、1年以上入院患者数は23万人弱で大きく変化していない。



- 今後、退所・退院が可能な者について地域移行を更に進めていくとともに、地域で生活している者についてできるだけ地域生活を継続できるようにするため、以下の3つの観点から施策の充実を検討してはどうか。

1. 地域移行の促進

- ・地域移行そのものを進める施策の充実

2. 「住まいの場」の確保

- ・障害者が実際に住むための場を確保する施策の充実

3. 地域生活に必要な「暮らし」の支援

- ・地域生活を可能とし、継続していくために「暮らし」を支えていく施策の充実

1. 地域移行の促進

(1) 地域移行を進める施策と課題

現状

- 障害者自立支援法では、地域での自立した生活を支援するため、地域移行と就労支援を推進することとしているが、地域移行について更に推進するための施策・取組が必要。
- 現在は、退所・退院前は、施設・病院による支援について、報酬上評価しているところ。
- 退所・退院後については、サービス利用計画作成によるケアマネジメントや、自立訓練事業の対象となるが、退所・退院前は、ケアマネジメントや、施設外の生活の体験訓練などの支援を受けることは制度化されていない。
- こうした中、予算事業では、今年度から「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施し、精神障害者の地域移行を更に進めるための事業が開始されている。
- また、刑務所に入所していた障害者について、親族等の受け入れ先がなく、福祉サービスの利用にもつながっていない方がいるという指摘がある。

【精神障害者地域移行支援特別対策事業】

(平成20年度～ 17億円)

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員(自立支援員)を配置するとともに、地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置することにより、精神障害者の地域生活への移行を着実に推進する。(都道府県が相談支援事業者に委託する等により実施。)

地域移行推進員(自立推進員)

- ・退院に向けた個別の支援計画の作成
- ・院外活動に係る同行支援 等

地域体制整備コーディネーター

- ・病院・施設への働きかけ
- ・必要な事業・資源の点検・開発に関する助言、指導 等

(1. 地域移行を支えるコーディネート機能)

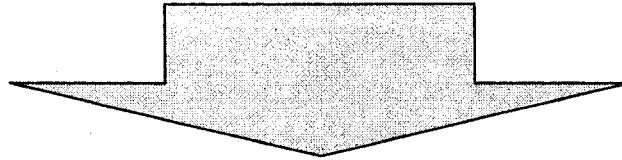
- 「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による地域移行推進員による支援
 - ・ 病院を訪問し、利用者に対する相談・助言を行いながら「個別支援計画」を作成
 - ・ 計画に基づいて、退院に向けて、院外活動(福祉サービスの見学・体験、地域生活準備等)へ同行支援
- 病院からの地域移行については、このような取組が全国的に展開されることが期待される。
また、施設については、このように、施設の外から、地域移行に向けてコーディネート等の支援を行う仕組みがない。

(2. 宿泊等の体験)

- 施設や病院に長期間入所、入院している者については、施設・病院の外での生活に、徐々に慣れていくことにより、円滑な移行や不安の解消が可能。
- 現行の仕組みでは、退所・退院後には自立訓練事業により生活訓練を受けることができるが、入所・入院中の段階に、グループホーム等を体験利用したり、居宅において障害福祉サービスを利用して過ごす体験をした場合、給付の対象外とされており、事業者等の任意の取組として行われている状況。

(3. 刑務所出所者への支援)

- 刑務所から出所する高齢者や障害者の地域生活定着の支援については、平成21年度予算概算要求において、法務省と厚生労働省との連携により進めていくため、刑務所への社会福祉士の配置(約2.0億円。法務省)や、出所後直ちに福祉サービスにつなげるための支援を行う地域生活定着支援センター(仮称)の設置(約6.1億円。厚生労働省)等について、予算要求しているところ。



【論点(案)】

(地域移行を支えるコーディネート機能)

1. 障害者施設に入所している者や、精神科病院に入院している者であって、退所・退院が可能である者の地域移行を支えるため、入所・入院中の段階から、退所・退院に向けた相談や計画的な支援についての調整、更には実際の支援を行う取組について、全国的に実施されるよう、充実させていくことが必要ではないか。

(移行のための宿泊等の体験を支える給付)

2. 退所・退院後に自立訓練事業により生活訓練を受けることに加えて、地域移行を希望している者について、入所・入院中の段階から、宿泊等の地域生活の体験ができるような仕組みが必要ではないか。

(刑務所からの出所者の支援)

3. 刑務所に入所していた障害者について、退所後、円滑に地域で暮らしていけるようにするための支援が必要ではないか。

(2) 地域移行における入所施設の役割

現状

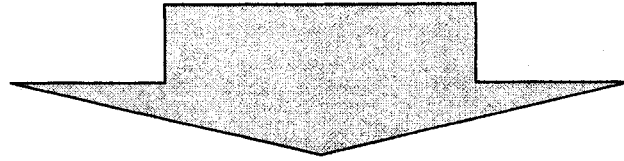
- 障害者入所施設については、常時介護が必要な障害者等について施設において夜間も含めて介護等の支援を行うものであり、専門的な人材や、ノウハウ等を持っている地域資源と考えられる。
- 障害者入所施設について、施設入所支援においては「地域移行加算」(500単位/退所前、退所後各1回)が設けられている。

(参考)入所施設の従業者数

生活支援・支援員	34,622人
職業指導員	4,450人
作業指導員	2,064人
機能訓練員	326人
看護師	3,895人
その他	32,430人

課題

- 入所施設については、施設入所が必要な者に対する支援とともに、今後、地域移行を進めていく中で、その専門性等を活かした支援を行っていくことが必要。
 - ・ 地域移行についての入所者や家族に対する情報提供や啓発
 - ・ 地域移行が可能な者についての移行の支援
 - ・ 地域生活を支えるための支援の実施



【論点(案)】

(地域移行における入所施設の役割)

障害者入所施設については、常時介護が必要な障害者等について施設において介護等の支援を行う役割を果たしている。

今後、専門性を持つ地域の資源として、

- ① 入所者に対する地域移行の支援、
- ② グループホームやケアホームの実施、日中活動系の事業、短期入所、訪問事業の実施など、地域生活を支えるための支援の役割について、更に果たしていくべきではないか。

(3) 家族との同居からの地域移行

現状

- 現在、在宅の障害者の約9割が家族との同居となっている。

【在宅障害者の状況】

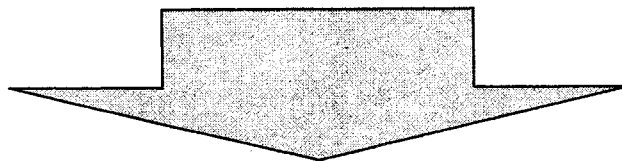
障害者の数	723.8万人 (身体366.3万人、知的54.7万人、精神302.8万人)
うち在宅障害者数	667.0万人 (身体357.6万人、知的41.9万人、精神267.5万人)
うち家族と同居等している障害者数	575.7万人 (身体318.6万人、知的38.1万人、精神219.0万人)

課題

- 例えば親と同居している障害者が、親が亡くなった後、地域生活の選択肢が考慮できないまま施設に入所せざるを得ないというケースや、家族に事故等があった場合に、即座に地域生活に移ることが容易ではないというケースが考えられる。

→ こうしたケースを含め、なるべく地域での生活を継続していくための支援が重要。

(参考) ケアホームの入居前の住居 入所施設 44.9%、病院3.3%、養護学校1.2%
(平成19年度調査研究事業より) 自宅 43.4% (*回答者512人の内訳)

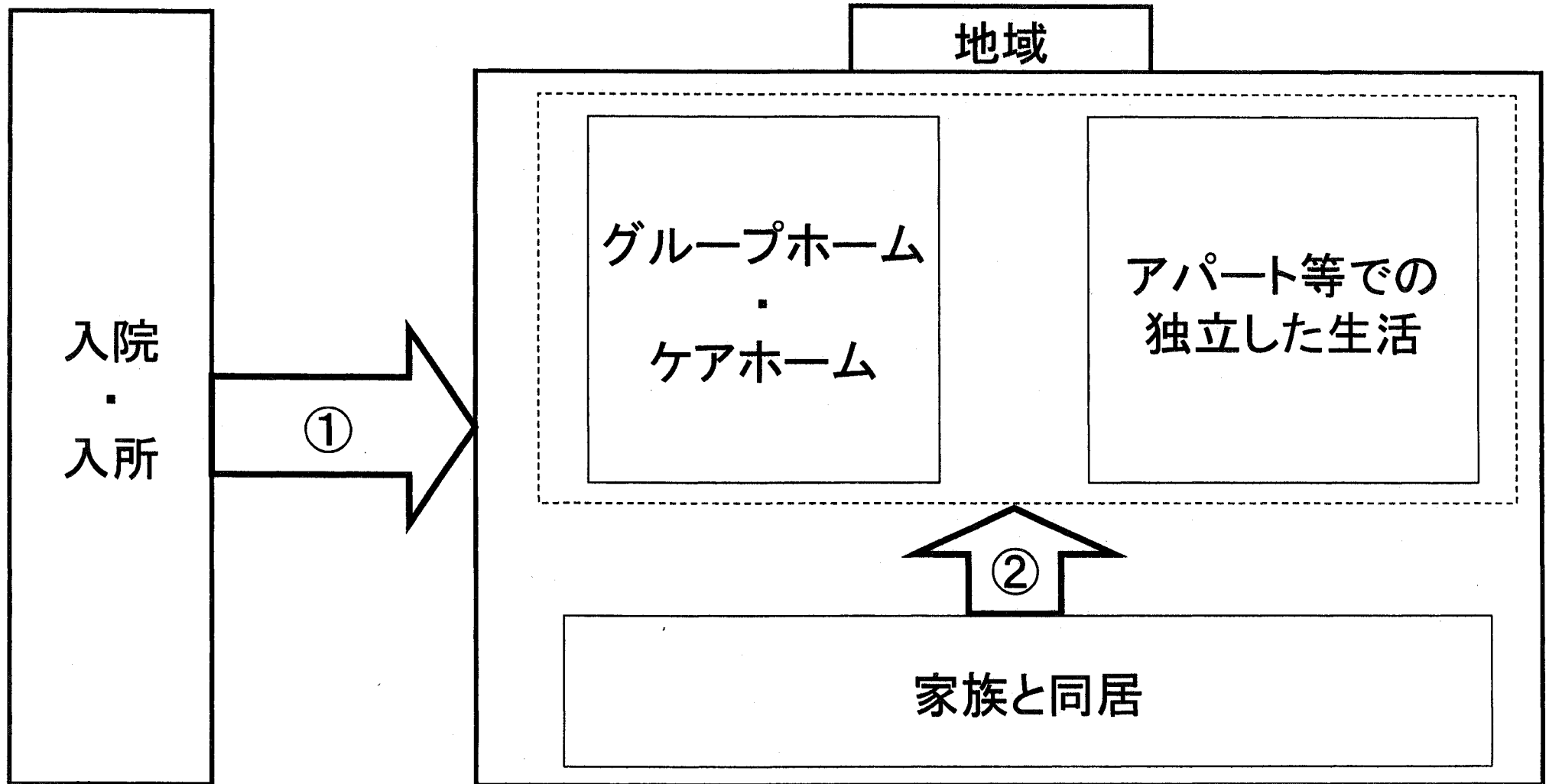


【論点(案)】

(家族との同居からの地域移行)

地域移行を考えるに当たっては、施設や病院からの移行だけではなく、できるだけ地域生活を継続していくという観点から、家族と同居しているうちから障害福祉サービスを利用したり、グループホーム・ケアホーム等の地域での生活に移行したりするための支援が重要であり、ケアマネジメントを行う際などに、こうした取組を進めていく必要があるのではないか。

地域移行について(イメージ)



- ①、②について促進していくためには、
- ・ 移行に向けた「コーディネート」の機能と
 - ・ 移行後の新たな生活に向けた体験等を含めた「訓練」の機会 の充実が必要。

2. 「住まいの場」の確保

(1) 公営住宅・民間賃貸住宅への入居促進(住宅施策との連携)

現 状

- 障害者の地域移行を促進し、地域での生活を継続しできるようにしていくためには、障害者が実際に住むための場を確保していくことが必要である。
- その際には、バリアフリーなど障害者の特性に応じた住宅の供給や障害者の所得が一般に低いことにも考慮した住宅の確保が必要である。
- このため、現在公営住宅への入居促進等、住宅施策との連携に取り組んでいるが、今後、より一層の取組の強化が求められる。

課題

(公営住宅への入居促進)

- 低所得者の住宅のセーフティネットにあたる公営住宅については、依然として応募倍率は高い(平成18年度全国平均9.6倍)。一方、公営住宅においては、各自治体において、障害者世帯に対し、倍率優遇や戸数枠の設定などによる優先入居を進めており、障害者の地域移行の受け皿として、より積極的な役割が期待される。

(公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用促進)

- 公営住宅をグループホーム・ケアホームとして活用することも可能であるが、グループホーム・ケアホームとして活用を希望する団地において空家が確保できないことや、自治体における福祉部局と住宅部局との連携が行われていない場合もあるなどの事情により、自治体毎に取り組みに差異が見られる。
(平成18年度末実績539戸 うち上位5都府県387戸(72%))

(民間賃貸住宅への入居促進)

- 障害者が入居可能な民間賃貸住宅の確保を進めることも重要な課題となっている。このため、国土交通省においては、障害者世帯等が入居可能な民間賃貸住宅に係る情報を提供する「あんしん賃貸支援事業」制度を進めているが、現時点ではその普及は十分進んでいない。

(平成20年度実施都道府県数 12都府県)

- また、一人暮らしの障害者に対し民間賃貸住宅を提供するにあたっては、「保証人がいない」「家賃不払いが心配」などの声がある。

